

障がいがある方のための  
安心生活  
サポートブック



平成31年3月  
サポートステーション絆

# もくじ

## はじめに

障がい者手帳って、なに？  
どんなことに使えるの？



### 障がい者手帳・・・1

障がい者手帳の種類

- 身体障がい者手帳
- 療育手帳
- 精神障がい者保健福祉手帳

障がい者手帳を持つまでの流れ

障がい者手帳を持っていると使える制度

生活費が心配…  
お金のことは  
どうしたら  
いいかな？



### お 金・・・2～8

収入には

- 年金、給料、各種手当、生活保護

実際の事例

～私たちはこんな生活をしています～

どこで暮らしたら  
いいんだろう…  
安心して住める  
場所はあるかな？



### 住 ま い・・・9～10

住まいの場

- 施設入所、療養介護、グループホーム、自宅、公営住宅、民間住宅

実際の事例

～私たちはこんなふうに自宅で生活しています～

健康面が心配…  
元気で過ごすためには  
どうしたらいいかな？



### 健康・医療・・・11

各種医療費助成

- 自立支援医療
- 福祉医療費助成
- 特定医療費(難病)助成制度
- 小児慢性特定疾病医療

健康の為に

健康診断

専門相談

本人にあった場で元気に働いて欲しい。どんな働き方があるの？



## 仕事・・・・・・・・・・12

仕事のこと

- 一般就労(障がい者雇用)
- 障がい福祉サービスの就労(A型、B型、就労移行支援、就労定着支援)

気軽に通ったり、余暇を楽しめるところはあるかな？



## 日中活動・・・・・・・・・・13

昼間に過ごせる場所

- 生活介護、自立訓練、日中一時支援、地域活動支援センター、当事者会、家族会、その他

出かけることをお手伝いするサービス

- 移動支援、行動援護、同行援護、重度訪問介護

障がい福祉サービスってなに？どんなサービスがあるの？



## 障がい福祉サービス 14~18

障がい福祉サービスとは

- 障がい福祉サービスの対象者
- 障がい福祉サービスの種類
- 障がい福祉サービスの利用負担額
- 障がい福祉サービスの利用までの流れ

日常生活や社会生活をしやすいようにするには？

- 補装具・日常生活用具

65歳になったとき生活のサポートはどうなるの？

親亡き後の不安あれこれ…こんなときはどうしたらいいの？



## 成年後見制度等 19~21

日常生活自立支援事業ってなに？

成年後見制度ってなに？

どうしたらよいかわからないどこに相談したらいいの？



## 相談窓口・・・ 22~24

相談支援ってなに？

- 相談支援専門員の役割

相談窓口一覧

松江市障がい者差別解消条例

障がい者虐待防止法

## はじめに

障がいがある皆さんやご家族の方の「親亡き後の不安」はたくさんあると思います。「住まい」「お金」「仕事」「健康」のこと等、誰に、またどこに相談したらよいか迷っている人もいます。まつえ障がい者サポートステーション絆では、障がいがある人が地域で安心して暮らしていけるために、「障がいがある方のための安心生活サポートブック」を作成いたしました。

本サポートブックでは、皆様の困りごとに応じて必要なサービス等をご紹介させていただきました。なるべく早い段階から、将来を想定し、少しずつでも準備をしていくことは、将来に対する不安の解消にもつながるものと思います。また、幼い時からご本人の意思が尊重され、制度、サービスを上手に利用しながら、その人らしい地域生活を送っていただければと願っています。

このサポートブックが、当事者の皆様やご家族の皆様のお役に立ち、活用していただければ幸いです。

障がいのこと、生活のことなどでわからないこと、  
困ったことがあれば、ご相談ください。

### まつえ障がい者サポートステーション絆

(通称:サポートきずな)  
TEL 0852-60-0400

#### 『サポートきずな』とは・・・

- ①松江市の委託を受け運営している総合相談の窓口です。
- ②障がいのある方やご家族が安心して相談していただけます。
- ③障がいや生活環境により必要となるサービスや制度利用についての情報提供や支援をします。
- ④相談内容によって各種制度の窓口や関係機関へおつながります。



松江市障がい者福祉課

〒690-8540

松江市末次町86 (松江市役所内)

電話：0852-55-5304

FAX：0852-55-5309

メール：s-fukushi@city.matsue.lg.jp

## 障がい者手帳って、なに？ どんなことに使えるの？

… 障がいの種別に応じて手帳の交付を受けると、  
様々な福祉サービスを受けることができます …

## ● 障がい者手帳の種類

身体障がい者手帳	身体に障がいがあると認められた人	1級から6級
療育手帳	知的に障がいがあると認められた人	A・B
精神障がい者 保健福祉手帳	精神疾患のため、日常生活や社会生活に 制約があると認められた人	1級から3級

## ● 障がい者手帳を持つまでの流れ

申請

松江市障がい者福祉課または支所市民生活課に申請をします。  
\* 医師の診断書が必要な場合があります。

審査

島根県や松江市で審査があります。

交付

障がいがあると認められた場合、障がい者手帳をお渡しします。

## ● 障がい者手帳を持っていると使える制度



福祉サービス



公共施設料金の割引



福祉用具の補助



交通料金の割引



就労支援



医療費の補助



税金の減免

手帳の種類や等級によって、割引や補助を受けることができます。



問い合わせ・申請窓口

松江市障がい者福祉課 TEL 0852-55-5945

※申請は各支所市民生活課でも可能です。

# 生活費が心配…お金のことはどうしたらいいかな?

収入には…



## 年金

障がい基礎年金  
遺族年金 等

## 給料

一般就労  
福祉就労

## 手当

特別障がい者  
手当 等



等があります。

### ●年金

年金には障がい基礎年金や遺族年金等があります。受給要件がそれぞれ異なり、申請や手続きが必要です。詳しくは下記の窓口にお尋ねください。

ちなみに障がい基礎年金は障がいの程度に応じて1級と2級があります。

1級…974,125円/年 1か月81,177円(H30年度)

2級…779,300円/年 1か月64,941円(H30年度)

※障がい厚生年金には1級から3級まであります。金額は人によって異なります。

問い合わせ・申請窓口

松江年金事務所 TEL 0852-23-9540 松江市保険年金課 TEL 0852-55-5263

### ●給料

一般就労はそれぞれの会社で給料は異なります。

福祉就労には就労継続支援A型と就労継続支援B型があります。

- 就労継続支援A型…最低賃金(時給)は保証されています。島根県全体の平均工賃月額(2029年度)は84,631円です。
- 就労継続支援B型…島根県全体の平均工賃月額(2029年度)は19,133円です。

### ●手当

障がいに関する手当には下記の種類があります。(所得制限があります)

- 特別障がい者手当…20歳以上で特に重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とされる方に支給されます。(月額 26,940円)
- 障がい児福祉手当…20歳未満で重度の障がいがあり、日常生活で常時の介護を必要とされる方に支給されます。(月額 14,650円)
- 特別児童扶養手当…重度または中度の障がいがある児童(20歳未満)を監護もしくは養育している方に支給されます。(月額 1級51,700円 2級34,430円)

問い合わせ・申請窓口

松江市障がい者福祉課 TEL 0852-55-5304

※申請は各支所市民生活課でも可能です。

※物価により  
変動します。



● それでも収入が足りないときは・・・？

生活保護という制度もあります。

国の決めている最低生活費と世帯の収入を比べて、精一杯努力されても不足する部分について、生活保護では世帯の生活困窮の状況に応じて扶助※を受けることができます。生活費の基準額については世帯の状況によって異なります。

※最低限の生活を送るために必要な経済的援助です。

(例1) 全く収入がないとき

最低生活費
-------

(例2) 年金・公的給付や仕送りなどの収入があるとき

最低生活費	
収入	これだけの扶助が受けられます

(例3) 働いて得た収入があるとき

最低生活費		
収入	控除	←(営業・給与収入)
		これだけの扶助が受けられます

お金の使い方が心配

お金の管理が難しい



そのような方に代わって、金銭管理をしてくれる制度として、日常生活自立支援事業があります。詳しくは17ページをご覧ください。

問い合わせ・申請窓口

松江市生活福祉課 TEL 0852-55-5305

【ちょこっとメモ】

当面の生活に困っている方や、頼れる人もなくどこに相談したらよいかわからない場合など、ご相談ください

松江市くらし相談支援センター

TEL 0852-60-7575

## 実際の事例 ～私たちはこんな生活をしています～

### Aさんご夫婦 2人暮らし 共に40歳 共に知的障がい(療育B)

Aさんは公営住宅に知的障がいのある奥さんと二人暮らしをしています。Aさんは就労支援事業所に、奥さんはパートでスーパーに勤めています。年に1回程度の旅行に2人で出かけることを楽しみにしています。以前はパチンコやゲームなどにお金を使い、お金があればあるほど使っていました。日常生活自立支援事業を利用してから、お金がたまるようになってきました。



### 1か月の収支

	項目	金額	備考
収 入	年金	65,000	障がい基礎年金2級(夫)
	給料	64,700	夫(就労A型)
	年金	65,000	障がい基礎年金2級(妻)
	給料	60,000	妻(パート)
	小計	254,700	

支 出	家賃	13,000	
	光熱水費	16,000	
	食費	20,000	ヘルパー預け
	食費(昼食)	3,750	妻分
	生活費	40,000	日用品や被服費等すべて含む
	サービス利用料	5,000	日常生活自立支援事業利用料(2人分)
	交通費	5,540	夫分(バス定期券)
	医療費	3,000	妻分
	通信費(携帯代等)	12,000	プリペイド式 一人6,000円
	こづかい	10,000	一人5,000円
	保険料	2,600	国民健康保険料
	小計	130,890	



## 実際の事例 ～私たちはこんな生活をしています～

### Bさん 33歳 女性 知的障がい(療育B)

Bさんは知的障がいのある女性です。現在グループホームから飲食店へ通い、皿洗いのアルバイトをしています。初めは短時間の勤務でしたが、とても頼りにされ、現在はフルタイムで働いています。健康診断で不整脈の疑いがあったので、医療費がかかっています。くまのキャラクターが好きで、おこづかいはそのキャラクターのグッズを買ったり、雑誌や洋服を買っています。



### 1か月の収支

	項目	金額	備考
収 入	年金	65,000	障がい基礎年金2級
	給料	88,000	
	小計	153,000	
支 出	家賃	20,000	
	光熱水費	12,000	
	食費(朝・夕)	22,000	
	食費(昼)	15,000	
	サービス利用料	1,300	日常生活自立支援事業利用料
	こづかい	30,000	日用品、被服費含む
	美容費	5,000	化粧品、美容院代
	医療費	8,000	
	保険料	17,400	国民健康保険料、医療保険料等
	小計	130,700	

## 実際の事例 ～私たちはこんな生活をしています～

### Cさん 50歳 男性 精神障がい(2級)

Cさんはアパートで一人暮らしをしながら、皿洗いの仕事をしています。徐々に勤務時間を増やし、現在はフルタイムで働いています。現在は福祉のサービスは利用していません。将棋とパチンコが趣味で、将棋は全国大会へ出場するほどの腕前です。パチンコも好きで、給料をもらうとすぐパチンコにつかってしまうこともあり、生活費が足りなくなることもあります。結婚を考えている相手があり、今の目標は結婚資金を貯めることです。



### 1か月の収支

	項目	金額	備考
収 入	年金	65,000	障がい基礎年金2級
	給料	111,000	
	小計	176,000	

支 出	家賃	30,000	
	光熱水費	8,500	
	生活費	35,000	食費含む
	こづかい	34,000	たばこ代・パチンコ代含む
	医療費	5,500	
	通信費	15,000	携帯代
	日用品費	7,300	被服費含む
	散髪・コンタクト代	5,000	
	米代	1,500	
	将棋関係費	4,000	月割
	交際費	7,500	将棋の全国大会の旅費含む(月割)
	保険料	2,450	国民健康保険料
	クレジットカード返済費	15,000	
	サービス利用料	3,400	日常生活自立支援事業利用料
	小計	174,150	

## 実際の事例 ～私たちはこんな生活をしています～

### Dさん 64歳 男性 精神障がい(2級) 知的障がい(手帳無)

Dさんは精神障がいと軽度の知的障がいのある男性です。長年工場などで働いてきました。現在はヘルパーやデイケアを利用しながら、公営住宅で一人暮らしをしています。収入は年金と生活保護費です。アルコール依存症になり、断酒会に参加しています。最近、卓球に熱心に取り組んでおり、障がい者卓球大会にも出場しました。卓球大会で1回でも多く勝つことを目標に、練習に励んでいます。



### 1か月の収支

	項目	金額	備考
収 入	年金	30,500	老齢厚生年金
	企業年金	4,250	月割
	生活保護費	41,000	
	小計	75,750	

支 出	家賃	0	生活保護費から直接支払
	光熱水費	6,800	
	生活費	28,000	1週間7,000円
	食券代(夕食)	11,400	平日の夕食代
	サービス利用料	200	日常生活自立支援事業利用料
	日用品費	5,000	
	散髪代	610	月割
	米代	800	月割
	通信費	4,260	携帯代
	断酒会会費	2,300	
	衛生費	2,000	くみ取り代
	自治会費	600	
	宗教関係費	830	月割
	教養費	2,100	新聞代
小計	64,900		

## 実際の事例 ～私たちはこんな生活をしています～

### Eさん 68歳 男性 身体障がい(2級)

Eさんは長年会社勤めをしていましたが、途中で視覚障がいとなり、施設入所となりました。障がい支援区分は4です。昼間は生活介護事業所に通い、木工の作業をしています。視力が低下してからは外に出るのがおっくうになってしまい、買い物などは施設の職員に頼んでいます。お酒とたばこが楽しみです。実家は誰も住んでいませんが、年に1度は墓掃除を有償ヘルパーに依頼しています。



### 1か月の収支

	項目	金額	備考
収 入	年金	117,516	
	工賃	40	
	預金利息	100	月割
	小計	117,656	

支 出	家賃	0	利用者負担上限月額0円
	光熱水費	9,800	
	食費(朝・夕)	27,900	
	食費(昼食)	14,500	
	サービス利用料	2,050	金銭管理料、シーツ代
	日用品代	850	
	交通費	240	
	医療費	4,470	
	通信費	82	切手代
	被服費・散髪代	1,100	月割
	こづかい	17,500	酒・たばこ・つまみ代含む
	保険料	1,500	国民健康保険料
	娯楽費	1,500	
	固定資産税	900	月割
	自治会・互助会	1,600	月割
小計	83,992		

# どこで暮らしたらいいんだろう…安心して住める場所はあるかな？

安心して暮らしてほしいな



一人だけだと不安だな

## ● 24時間、365日職員がいる体制の中、集団生活をします。

### 施設入所支援



主に重度障がいのある人を対象に、施設の中で、夜間や休日の暮らしに必要な、食事や入浴などのお手伝いをします。昼間は別の場所に通うこともできます。

### 療養介護



病院などの医療機関に入院しており、一定の条件に該当する方に対し、機能訓練や看護、日常生活の介護等を行います。

### グループホーム



1軒家やアパートなどに、数人で一緒に暮らします。生活支援員が日常生活上の援助や介助を行います。昼間は職場や通所サービスに通います。

少人数での共同生活で、より家庭に近い雰囲気

## ● ヘルパーを利用して、食事や掃除、洗濯等、一人では難しい部分を手伝ってもらいながら暮らす方もいます。(障がいの度合いによって利用できるサービス量が異なります。)

### 自宅



住み慣れた家で、そのまま暮らし続ける方もいます。

### 公営住宅



入居資格が定められていますが、民間アパートより家賃が安く、身体障がい者向けのバリアフリー住宅もあります。入居希望の場合、抽選等が必要です。

### 民間住宅



公営住宅のような入居要件はありません。自分の条件に合う物件を探すことができますが、家賃は他の住居より高くなる場合が多いです。

## 実際の事例 ～私たちはこんなふうに住んで暮らしています～

### 知的障がい 50歳の女性Aさん



半年前に8年間利用したグループホームを退居し、念願のアパートでの一人暮らしをスタートしました。

日中は、就労継続支援A型を利用し、徒歩で通勤しています。一人暮らしにあたり、金銭管理に不安があり、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用し、日常的な金銭管理をしてもらっています。

グループホームにいる時は、食事に困ることはありませんでしたが、一人では食事を作ることは出来なかったため、平日と休日の週に2回、居宅介護を利用し、ヘルパーさんと一緒に食事作りをしています。

休日は、一人でバスに乗り、映画を観に行ったり、友人と買い物をしたりしながら楽しく生活しています。

### 身体障がい者手帳と精神保健福祉手帳をお持ちの55歳の女性Bさん



1年前に交通事故に遭い、入院中に体幹機能障がいに認定されました。

歩行器での生活を余儀なくされ、退院にあたって自宅の住宅改修が必要になりました。そこで、日常生活用具給付の住宅改修費を利用し、改修後に退院をしました。

家族は、高齢の父親、認知症の母親との3人暮らしです。

日中は、自立訓練の機能訓練を利用し、機能訓練事業所へ通所しています。

自宅での生活では、居宅介護を利用し、入浴時にヘルパーさんに介助してもらったり、食事もヘルパーさんと一緒に作ったりしています。

また、通院は一人で行くことが難しいため、ヘルパーさんと定期受診しています。

母親も介護の在宅サービスを利用しながら、家族3人での生活を継続しています。

# 「健康面が心配…元気で過ごすためにはどうしたらいいかな？」

## 各種医療費助成

### ● 自立支援医療

#### ① 精神通院医療

精神疾患があり、通院による精神医療が継続して必要な方に、医療費の支給を行います。

#### ② 更生医療(18歳以上) ③ 育成医療(18歳未満)

身体上の障がいがあり、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方に、医療費の支給を行います。  
※更生医療は身体障がい者手帳所持が条件です。

### ● 福祉医療費助成

医療機関で健康保険証適用の医療を受けた時、医療費を助成します。

### ● 特定医療費(難病)助成制度

難病により長期療養を必要とする方に、医療費を支給します。

### ● 小児慢性特定疾病医療

小児の慢性疾患を有する児童で、医療費等のうち、健康保険等の給付を除いた額から患者の自己負担額を除いた額を公費負担します。

### 詳しいことは…

自立支援医療

福祉医療助成

特定医療費(難病)助成

小児慢性特定疾病医療

松江市障がい者福祉課

松江市子育て支援課

松江保健所医事・難病支援課

松江市子育て支援課

TEL 0852-55-5945

TEL 0852-55-5335

TEL 0852-23-1315

TEL 0852-55-5326

## 健康の為に

### かかりつけ医を持ちましょう

体調の管理や病気の治療・予防など、健康に関して日常的に相談できる、身近なかかりつけ医を持ちましょう。緊急の場合の対処や必要な際の総合病院への紹介など対応してもらえ、安心です。



### 毎年健診を受けましょう

松江市や職場から毎年健診の案内が届きます。年に1回は健診を受け、健康チェックをしましょう



### 専門相談

#### 松江保健所

心(物忘れなど)やアルコール依存症などの相談 TEL 0852-23-1316 (予約制)

難病と思われる病気の相談 TEL 0852-23-1315 (予約制)

#### 心と体の相談センター

ひきこもりやギャンブル依存症などの相談 TEL 0852-21-2885



# 本人にあった場で元気に働いてほしい「どんな働き方があるの？」

## 一般就労

会社での働き方には、「一般雇用」と「障がい者雇用」があります。「障がい者雇用」では、ひとりひとりの障がい特性に応じた配慮や支援を受けながら働くことができます。

## 障がい福祉サービスの就労

### ● 就労継続支援 A 型

雇用契約を結び、働きます。就労に必要な知識や技能を習得できるよう支援します。

### ● 就労継続支援 B 型

軽作業や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や技能を習得できるよう支援します。

### ● 就労移行支援

一定期間、生産活動や職場、仕事に必要なマナー等を身に付けるための訓練をして、さらに、会社での実習をおこないます。

### ● 就労定着支援

就労移行支援、就労継続支援等を経て一般就労した方に、就労の継続を図るための相談、助言などの支援を行います。

## 仕事に関する相談窓口

### 【ハローワーク松江】

- 障がい者雇用の紹介・照会ができます。
- 自分のことをうまく説明ができない場合に、障がいのために配慮を要する内容を求人企業へ説明します。希望に応じて、採用面接等への同行もできます。

(連絡先) 松江市向島町 134 番地 10  
TEL 0852-22-8609

### 【ちなみに…】

松江市役所内に生活にお困りの人や一人親世帯を対象とした、松江市福祉就労支援コーナー「ハローワークプラス」が常設されています。  
松江市福祉就労支援コーナー「ハローワークプラス」  
TEL 0852-55-5457

### 【松江障害者就業・生活支援センターぷらす】

- 自分に合った働き方を一緒に考え、お仕事探しのサポートをします。
- 就職後も仕事が続けられるように、仕事や生活のサポートをします。

(連絡先) 松江市寺町 198 番地 61 寺町プラザ 2 階  
TEL 0852-60-1870



### 【島根障害者職業センター】

- 就職に向けての相談、職業能力等の評価、職場適応のための援助等、個別の支援をします。

(連絡先) 松江市春日町 532 番地  
TEL 0852-21-0900



## 「気軽に通ったり、余暇を楽しめるところはあるかな？」

### 同じ悩みをもつ仲間と話がしたい・・・

- 余暇活動を楽しみたい！
- 気軽に通える場所はありませんか？



#### 地域活動支援センター

機能訓練や交流活動、入浴などの支援が受けられます。

#### 当事者会・家族会

同じ悩みを持つ当事者や家族同士で集まり、語り合いや学びを通じて互いに支え合う活動です。



趣味、サークル活動など



## 「日中に通うことができるところはあるかな？」

#### 生活介護

入浴・排泄・食事等身の回りの支援を受けたり、創作・生産活動等を行います。

- リハビリや訓練に通いたい！
- 生活する力を身につけたい！

#### 自立訓練

**機能訓練**  
リハビリ等の訓練を受けます。  
**生活訓練**  
日常生活上での能力向上に向けて訓練を受けます。

#### 日中一時支援

家族の不在時や緊急時に、一時的に過ごせる場所です。

#### 就労継続支援 A型・B型

#### 就労移行支援

詳しくは12ページをご覧ください。

### 出かけることをお手伝いするサービス

- 移動支援…………… 外出で手助けが必要な場合にヘルパーが同行します。
- 行動援護…………… 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
- 同行援護…………… 視覚障がい者が外出の際、ヘルパーが同行し代読等の支援も行います。
- 重度訪問介護… 重度の障がい者をヘルパーが訪問し、身の回りの支援等行います。

## 障がい福祉サービスとは？

自宅や施設で介護の支援を受けたい場合、

就労・生活の訓練を行いたい場合に利用できるサービスです。

### ● 障がい福祉サービスの対象者

【知的障がい児(者)、精神障がい児(者)、身体障がい児、難病等の方】

各種手帳、医師の診断書や意見書等があれば利用できます。

【身体障がい者】

身体障がい者手帳が必要になります。

### ● 障がい福祉サービスの種類

#### 【訪問系サービス】

サービスの種類	サービスの内容
①居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
③同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
④行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑥移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
⑦訪問入浴	居宅において、入浴が困難な人に移動入浴車で訪問します。

#### 【居住系サービス】

サービスの種類	サービスの内容
①共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性がある方には介護サービスも提供します。
②施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## 【日中活動系サービス】

サービスの種類	サービスの内容
①療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
②生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
③自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
④就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑤就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型=雇用型、B型=非雇用型
⑥就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を経て一般就労した方に、雇用された事業所での就労を図るための相談、指導及び助言その他の支援を行います。
⑦地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
⑧日中一時支援	介護者の事情により、自宅において一時的に介護が受けられない方に、施設において宿泊を伴わない範囲で一時的な預かり保護を行います。
⑨児童発達支援	施設において、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
⑩放課後等デイサービス	施設において、授業の終了後及び学校休業日に生活能力の向上の為に必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
⑪保育所等訪問支援	保育所・小学校等へ訪問し、障がい児への専門的な支援、当施設職員への専門的助言等その他必要な支援を行います。

【利用者負担額】原則サービス利用の1割負担ですが、所得に応じて限度額があります。

世帯の収入状況	負担上限月額
①生活保護世帯・ 住民税非課税世帯	0円
②住民税課税世帯(市民税所得割16万円、障がい児にあたっては28万円未満の方に限り、20歳以上の施設等入所者、グループホーム入居者を除く)	【施設等入所者以外】 障がい者 9,300円 障がい児 4,600円  【20歳未満の施設等入所者】 9,300円
③住民税課税世帯 (②を方を除く)	37,200円

## 障がい福祉サービス利用までの流れ

### ■ 相談・申請

市の障がい者福祉課、相談支援事業所、又は、サポートステーション絆に相談します。  
相談の結果、サービスが必要な場合は、市に申請します。



### ■ 障がい支援区分の調査・審査・判定

市の認定調査員が訪問し、障がいの状況について調査を行います。  
調査の結果を基に、審査会で審査・判定が行われます。  
判定にあたり、医師の意見書を取り寄せる必要があります。  
※就労・訓練系のサービスのみの場合は、医師の意見書は必要ありません。  
◎審査会では「障がい支援区分」が決められます。区分は、非該当、「1」から「6」に分かれます。数字が大きいほど、支援の必要度が高くなります。



### ■ サービス等利用計画の作成・支給決定

相談支援事業所と一緒に「サービス等利用計画」を作成し、市に提出します。市はそれらを踏まえて、サービスや支給量等を決定し、受給者証を交付します。

◎「サービス等利用計画」とは、これからの暮らしの希望、今、困っていること、どんな福祉サービスを利用したいかなどをまとめた計画書です。

わたしたちが  
相談をおうかがいします



相談支援専門員

### ■ 事業者と契約・サービス利用開始

支給が決定したら、サービスを利用する事業者を選択し、サービス利用に関する契約を結びます。  
そしてサービスの利用を開始します。



### ■ 問い合わせ

松江市障がい者福祉課 TEL 0852-55-5054

### ■ 申請窓口

松江市障がい者福祉課、各支所市民生活課

## 日常生活や社会生活をしやすいするためには？

### ●補装具

身体上の機能を補って日常生活や社会生活をしやすいするため、補装具を必要とする身体障がい者（児）に対し、購入または修理にかかる費用を支給します。

### ●日常生活用具

障がい者（児）が日常生活をより円滑に行えるよう、障がいの種類や程度に応じて日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

### ●対象者

市内に居住地を有する在宅の障がい者（児）及び難病患者等。

ただし、介護保険対象者は、介護保険制度による福祉用具の交付（貸与等）が優先されます。（介護保険の福祉用具では対応できない場合は、障がい者の補装具制度を利用できます。）

### ●補装具・日常生活用具の一例



義肢（義手、義足）



補聴器



車いす



歩行器



特殊寝台



特殊マット



便器



T字杖

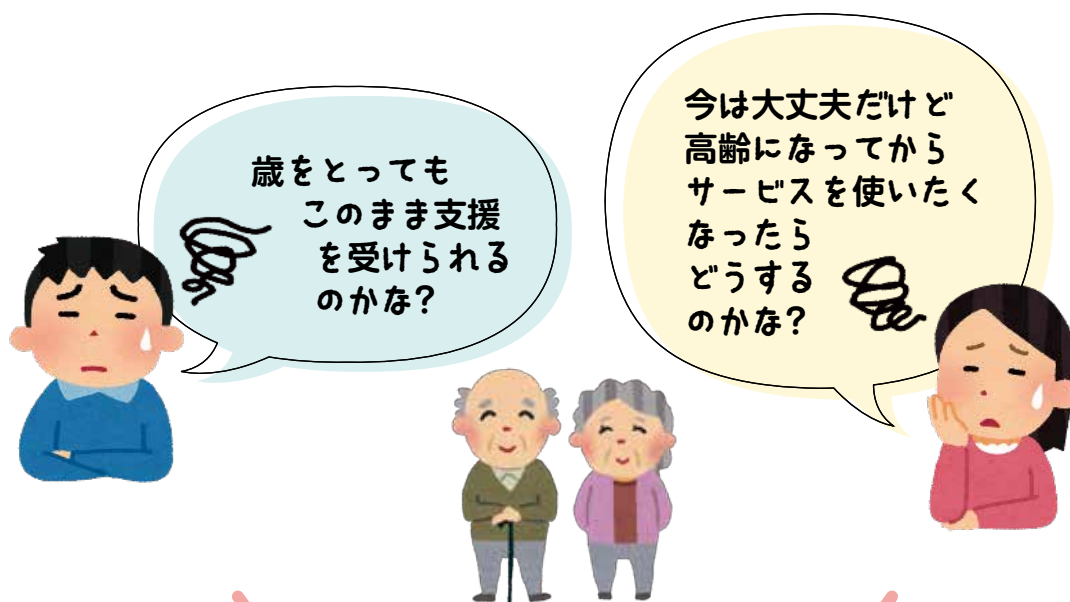
### 問い合わせ

松江市障がい者福祉課 TEL 0852-55-5304

### 申請窓口

松江市障がい者福祉課、各支所市民生活課

## 65歳になったとき生活のサポートはどうなるの？



### 65歳になると 介護保険が優先になります

#### 現在、障がい福祉サービスを…

利用している場合

利用していない場合

まずは担当の  
相談支援専門員に  
相談しましょう

65歳になる前に  
介護保険の申請書が  
届きます！

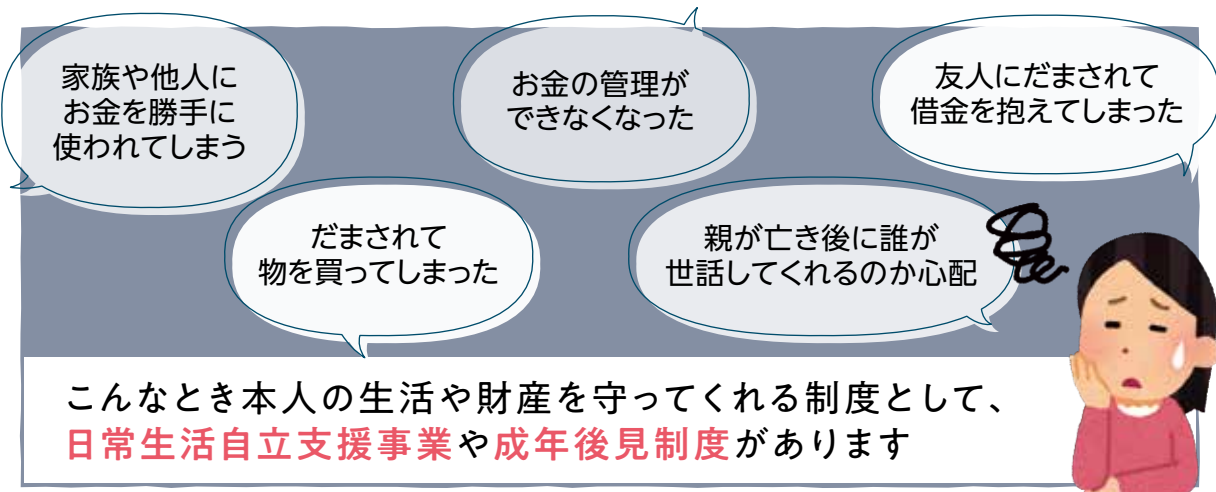
問い合わせ・申請窓口  
松江市介護保険課  
TEL 0852-55-5075

お住まいの公民館区にある  
地域包括支援センター  
でも相談を受け付けています。

※例外として、65歳以降も継続して障がい福祉サービスが利用できる場合があります

※連絡先の詳細は21ページをご覧ください。

# 親亡き後の不安あれこれ… 「こんなときはどうしたらいいの…?」



家族や他人にお金を勝手に使われてしまう

お金の管理ができなくなった

友人にだまされて借金を抱えてしまった

だまされて物を買ってしまった

親が亡き後に誰が世話してくれるのか心配

こんなとき本人の生活や財産を守ってくれる制度として、**日常生活自立支援事業**や**成年後見制度**があります

## ■ 日常生活自立支援事業ってなに?

判断能力が不十分な方や日常生活に不安のある方に対して、地域で安心して自立した生活が送れるように、お手伝いする事業です。

例えば…福祉サービス利用に関する手続きのお手伝いや、通帳や貴重品の管理、医療費や税金を支払う手続き等があります。

※手帳の有無は問いませんが、本人と契約を結ぶ制度なので、契約内容が理解できないほど判断能力が低下している場合は利用できません。判断能力が低下しており、日常生活自立支援事業の利用が難しい方は、成年後見制度の利用ができます。

### サービスの内容

#### ●福祉サービスの利用援助

福祉サービスを利用するための手続きや利用料の支払いの手続き等



#### ●日常的金銭管理サービス

金融機関でのお金の出し入れや、各種支払いの手続き等



#### ●書類等の預かりサービス

通帳や印鑑、権利証など貴重品の保管等



#### ●定期的訪問による状態把握

安否確認、見守り



### 問い合わせ

松江市社会福祉協議会 生活支援課 TEL 0852-24-1654

## ■ 成年後見制度ってなに？

成年後見制度は、日常生活において、その人らしく生活を送るため、契約や手続きなどの支援や、財産管理等を行う制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの部分があります。

### ● 対象者

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方で、保護や支援が必要な方

### ● どんなことができるの？

医療、施設の入退所、福祉サービスの利用等にかかる契約や手続き

預貯金の管理・払い戻し、重要な財産の処分、遺産分割、賃貸契約の締結・解除など

※ 法定後見には「後見」、「保佐」、「補助」の三つの種類があります。  
家庭裁判所が、ご本人の能力に応じて、それぞれの種類を決定します。



## ちょこっとマメ知識

### 【障がい者控除】

障がいのある方(85歳未満)が相続を受けるときは、相続税の額から一定金額を差し引くことができます。贈与税についても一定の金額が非課税になるなどメリットがあります。

### 【マル優制度】

銀行の預貯金や利付国債等障がいのある方が受け取る一定の預貯金等の利子については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。

※障がいのある方が相続をする場合、意思能力がある方であれば通常の手続きになりますが、意思能力がない方の場合、後見人等が必要になってきます



本人の…

判断能力が  
不十分なとき

判断能力が  
あるとき



法定後見制度

任意後見制度

判断能力が十分ではない方がたとえば…

- 家を売りたいとき
- 福祉サービスを受けたいとき
- 遺産分割をしたいとき

1人でするには不安がある  
1人ではできない

任意後見契約  
公正証書によって行います

判断能力が不十分になったとき

家庭裁判所に申し立て

任意後見監督人  
選任の申し立て

審判手続

家庭裁判所の人事情を尋ねたり、問い合わせしたりします  
本人の判断能力について鑑定が行われることもあります

審判

援助

本人の身の回りに配慮しながら財産を管理します

申請窓口

松江家庭裁判所  
0852-23-1701

申し立て手続き等の  
相談に応じています。

相談窓口

島根県弁護士会	0852-21-3225
成年後見センター・リーガルサポートしまね支部	0854-22-1026
松江成年後見センター	0852-60-1711
法テラス島根地方事務所	050-3383-5500

申請の手続きの支援が必要な方は、担当の相談支援専門員にご相談ください

# どうしたらよいかわからずいい…どこに相談したらよいの？

## 「相談支援ってなに？」

### 相談支援専門員の役割

#### ● 内 容

障がいがある方、ご家族の相談に応じ、ご本人・ご家族の支援をします。  
その方の想いに寄り添いながら、ご本人等の望む生活を叶えるために一緒に  
考え、支援します。

また、障がい福祉サービスが必要になった場合は、相談支援専門員が計画を一緒に立て、サービス  
導入のための調整等を行います。



#### ● 相談窓口

事業所名	所在地	専門分野	児の相談対応	電話番号
アクティヴきたほり	北堀町	精神	○	0852-26-2222
相談支援事業所ジョイ	北田町	身体	○	0852-59-2331
四ツ葉園ハローネット	古志町	知的	○	0852-36-6440
東部島根医療福祉センター	東生馬町	重症心身	○	0852-36-8011
相談支援事業所よもぎ	黒田町	精神	○	050-5202-3469
相談支援事業所山の花	西法吉町	身体		0852-31-8087
相談支援事業所くれよんハウス	学園	児	○	0852-67-6796
千鳥福祉会 ひまわり	下東川津町	知的	○	0852-24-8807
山陰家庭学院 みのりの家	西川津町	知的	○	0852-60-0555
厚生センター相談支援事業所	上乃木	身体・高次脳		0852-60-0560
相談支援事業所やましろ	山代町	児	○	0852-61-5161
相談支援事業所ねくすと	山代町	知的	○	0852-21-5080
相談支援事業所ピ・フレンジング	大庭町	精神		0852-23-4111
相談支援事業所さくらの家	東忌部町	知的	○	0852-33-2322
さくらんぼ	島根町	精神		050-5205-8242
指定相談支援事業所しのめ	東出雲町	知的		0852-61-2121
相談支援センターわこう	東出雲町	知的		080-1920-0500
サポートセンターまがたま	玉湯町	知的	○	0852-62-2535
ねっとわーくしのめ	宍道町	知的・視覚	○	0852-66-7782
相談支援事業所若草園	内中原町	知的		0852-24-6725

#### 総合相談窓口

### まつえ障がい者サポートステーション 絆

【場 所】松江市千鳥町 70 松江市総合福祉センター3階

【電話番号】TEL 0852-60-0400



## 年金のこと

相談窓口 松江年金事務所 TEL 0852-23-9540  
松江市役所 保険年金課 TEL 0852-55-5263

## 障がいに関する各種手当・医療費助成のこと

相談窓口 松江市役所障がい者福祉課 TEL 0852-55-5304 ※申請は各支所市民生活課でも可能です。

## 公営住宅のこと

相談窓口 島根県住宅供給公社 TEL 0852-22-3400

## 健康・健診のこと

相談窓口 松江市健康推進課 TEL 0852-60-8154 (橋北)/60-8156 (橋南) (健康に関する一般相談)  
松江市健康推進課 保健企画係 TEL 0852-60-8174 (一般健康診査)

## 65歳以上になったら…

相談窓口 松江市介護保険課 TEL 0852-55-5075  
中央地域包括支援センター (城北・城西・城東・白潟・朝日・雑賀) TEL 0852-24-6878  
松東地域包括支援センター (川津・朝酌・持田・本庄・島根・美保関・八束) TEL 0852-24-1810  
松東サテライト TEL 0852-72-9355  
松北地域包括支援センター (法吉・生馬・古江・秋鹿・大野・鹿島) TEL 0852-82-3160  
松南第1地域包括支援センター (津田・大庭・古志原) TEL 0852-60-0783  
松南第2地域包括支援センター (竹矢・八雲・東出雲) TEL 0852-52-9570  
湖南地域包括支援センター (乃木・忌部・玉湯・宍道) TEL 0852-24-1830  
湖南サテライト TEL 0852-66-9355

## ●その他専門相談窓口

内容	事業者名	住所	電話番号
仕事	松江障害者就業・生活支援センターぷらす	松江市寺町198-61 寺町プラザ2階	0852-60-1870
	島根障害者職業センター	松江市春日町532	0852-21-0900
	ハローワーク松江	松江市向島町134-10	0852-22-8609
発達教育	松江市発達・教育相談支援センター (エスコ)	松江市乃白町32番地2	0852-55-5420
		松江市保健福祉総合センター3階	0852-55-4013
発達障がい	島根県東部発達障害者支援センターウィッシュ	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階(松江相談室)	050-3387-8699
心の健康	島根県心と体の相談センター	松江市東津田町1741-3	0852-32-5905
		いきいきプラザ島根2階	
	松江保健所	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根3階	0852-23-1313
虐待他	家庭相談課	松江市末次町86	0852-55-5236
差別	障がい者福祉課	松江市末次町86	0852-55-5304

## 同じ悩みをもつ家族と交流したい

### ● 家族会等

団 体 名	住 所	電 話
島根県重症心身障害児(者)を守る会	出雲市小山町 307-1 フォレスター出雲 1003 号 (事務局 芦矢京子)	0853-23-4544
島根県心身障害児(者)親の会連合会	松江市東津田町 1741-3 (いきいきプラザ島根)	0852-32-5976
島根県自閉症協会松江支部(あじさいの会)	松江市八雲町日吉 333-167 (支部長 中村真理子方)	0852-54-0694
(公社)日本てんかん協会島根県支部	松江市西津田 2-2-20 (事務局 三島ハルエ方)	0852-23-5320
高次脳機能障害友の会・らぶ	松江市西川津町 635-6 (西村敏方)	0852-24-4606
NPO 法人 松江市手をつなぐ育成会	松江市千鳥町 70 (松江市総合福祉センター)	0852-22-3065
松江市精神障がい者家族会協議会	松江市北堀町 48 (松江市精神障がい者地域生活支援センター)	0852-26-2222
	かもめ会【島根町】55-5726、ひまわり会【美保関町】(休会)55-5746 八雲心の健康を守る会【八雲町】(休会)55-5766 宍道碧雲会【宍道町】55-5811、コスモス会【八束町】(休会)55-5826 すみれ会【東出雲町】55-5844、スペランツァ【患者の家族】26-2222 (公社)日本てんかん協会島根県支部(波の会)松江分会 【松江地区の支部会員】23-5320 光雲会【松江市立病院患者家族会】60-8000 松江赤十字病院家族会【松江赤十字病院患者家族会】24-2111 特定非営利活動法人八雲会【患者の家族】31-7946 特定非営利活動法人松江あけぼの会 【特定非営利活動法人 松江あけぼの会】27-7745	
松江圏域運動・知的障がい児家族の会	松江市東津田町 1741-3 (いきいきプラザ島根)	0852-23-1314 (連絡先 松江保健 所健康増進課)
松江圏域口唇口蓋形成不全家族の会	松江市東津田町 1741-3 (いきいきプラザ島根)	0852-23-1314 (連絡先 松江保健 所健康増進課)
ダウン症児親の会(ぶちさくらんぼ会)	松江市比津が丘 3 丁目 9-8 (下瀬民子方)	0852-24-0978
島根県人工内耳友の会 かがやき	松江市玉湯町布志名 770-11 (代表 足立裕)	090 - 2290-7178
しまねっこみみの会(小耳症サークル)	松江市東津田町 1741-3 (いきいきプラザ島根)	0852-23-1314 (連絡先 松江保健 所健康増進課)
日本二分脊椎症協会島根支部	松江市東津田町 1741-3 (いきいきプラザ島根)	0852-23-1314 (連絡先 松江保健 所健康増進課)
「失語症患者・家族の会」 (だんだんトークの会)	松江市東津田町 1741-3 (いきいきプラザ島根)	0852-23-1314 (連絡先 松江保健 所健康増進課)
松江市ことばを育てる親の会	松江市北田町 273 (母衣小学校通級指導教室内)	0852-21-2143
ちどり会 (松江地区パーキンソン病患者・家族会)	松江市比津が丘 2 丁目 2-6 (事務局 伊藤謙一)	0852-22-7785
陽だまりの会 (松江クローン病の患者と家族を支える会)	松江市東津田町 1741-3 (いきいきプラザ島根)	0852-23-1315 (連絡先 松江保健 所医事・難病支援課)

# 松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例

(平成28年10月1日施行)

平成28年4月に施行された障がい者差別解消法では、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすること(不当な差別的取り扱い)と、障がいのある人が配慮を求めても、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行わないこと(合理的配慮の不提供)を禁じています。障がいのあるそれぞれの人の状態や状況において、何が差別となっているのかに気づき、差別を解消するためのどんな配慮が必要なのかをみんなで考えましょう。

条例は、このような認識を市民みんなで共通のものとし、共生社会をつくっていくために、その取り組みを進めていくうえでの基本的な考えなどを定め、松江市・市民・事業者などみんなが協力してその取り組みをすすめていくために制定されました。

お問い合わせ・相談先

松江市障がい者福祉課 TEL 0852-55-5304

虐待かな?と  
思ったら…

**松江市障がい者虐待防止センターへご相談ください!!**

## ● 松江市障がい者虐待防止センターとは…

通報を受けると、各関連機関と連携をとりながら適切な支援につなげます。

(通報者のプライバシーは保護されます!)

支援は一時的ではなく、障がいのある人が安心して暮らせるように、また、地域の中で自立した生活ができるように、継続的に行われます。

また、養護者への支援も行います。

## ● こんなことが虐待です

### 身体的虐待

身体に痛みや傷が生じる暴力や体罰を与えること。身動きのとれない状態にしたり、部屋に閉じ込めたりすること。

### 放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴などの身の周りの世話や介助などをしないこと。病院や学校に行かせないなど、必要な支援や福祉サービスを受けさせないこと。

### 性的虐待

わいせつな行為をしたり、させたりすること。本人の前でわいせつな言葉を言ったり、わいせつな画像を見せたりすることも含まれる。

### 心理的虐待

どなったり、悪口を言ったりして心に苦痛を与えること。無視や嫌がらせ、職場の経営者などが差別的な扱いをすることも、心理的虐待。

### 経済的虐待

本人の同意なしに、財産や預貯金、年金、貸金を勝手に使うこと。日常生活に必要なお金を渡さないことなど。

お問い合わせ・通報先

**松江市障がい者虐待防止センター(家庭相談課内)**

TEL 0852-55-5236 (平日 8:30~17:15)

0852-55-5555 (夜間・休日当直)

障がいがある方のための  
安心生活  
サポートブック



平成 31 年 3 月

**まつえ障がい者サポートステーション絆**

〒690-0852 島根県松江市千鳥町 70

電話 0852-60-0400 FAX 0852-21-4001

E-mail [s-kizuna@web.sanin.co.jp](mailto:s-kizuna@web.sanin.co.jp)